

南相馬市・飯舘村
定住自立圏形成に関する協定書

平成21年10月
南相馬市・飯舘村

定住自立圏形成に関する協定書

南相馬市（以下「甲」という。）と飯舘村（以下「乙」という。）は、次のとおり定住自立圏形成に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、定住自立圏の基本的な考え方にに基づき、中心市宣言を行った甲と圏域を構成する乙が、互いに有する資源の有効活用を図りながら連携・協力し、圏域全体の暮らしに必要な都市機能を集約的に整備することを基本に、必要な生活機能を確保して、「定住」「自立」のための安心で活力ある圏域を創造するために、定住自立圏を形成することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、次条に掲げる事項を中心とする政策分野において、地域の特性を活かした都市機能及び生活機能を補完し充実するために、機能の集約とネットワーク化を図ることとする。

（連携する取組の分野及び内容並びに甲乙の役割分担）

第3条 甲及び乙が相互に役割を分担して連携を図り、共同し、又は補完しあう政策分野は、次の各号又は当該各号のアからカまでに掲げるものとし、その取組の内容並びに当該取組における甲及び乙の役割は、それぞれ当該各号又は当該各号のアからカまでに規定するものとする。

（1）生活機能の強化に係る政策分野

ア 医療

（ア）医療体制の確保

a 取組の内容

高度・特殊・先駆的な医療を担う相双地域の基幹病院である南相馬市立総合病院において、より安定した圏域医療を確保するため、十分な対応ができる医師の確保、高度医療機器の充実、他の診療所との連携強化と体制整備、救急搬送の連絡網の整備を行う。

b 甲の役割

（a）大学病院との連携により専門医養成システムを構築し、医師の確保を図る。

（b）南相馬市立総合病院において、高度・特殊・先駆的医療の機能の維持、向上のため必要な財源を確保しながら高度医療機器の充実を図る。

（c）南相馬市立総合病院内に設置した夜間小児救急外来を維持、充実させる。

c 乙の役割

（a）広報や情報提供など甲の取組を支援する。

（b）福島県ドクターヘリの中継地点等、救急搬送時の連絡網を整備する。

(イ) 圏域内の一次医療・二次医療の連携強化

a 取組の内容

圏域の医療体制を確保するとともに、限られた医療資源を有効に活用するため、相馬郡医師会、南相馬市医師会など医療機関関係者等で構成する南相馬市地域医療在り方検討委員会を中心に、医療機関の連携などに取り組む。

b 甲の役割

(a) 圏域の医療体制の確保に向け、医療機関の連携や医療提供体制の在り方を協議する委員会を設置し、医療提供体制の整備を図る。

(b) 医療連携が促進されるシステムの構築を図る。

c 乙の役割

(a) 甲が構築するシステムを活用する。

イ 福祉

(ア) 発達障がい児への支援

a 取組の内容

発達支援室（仮称）及び特別支援広域連携センター（仮称）で、乳幼児期から学童期にかけて支援を要する子どもの養育支援と保護者の不安軽減を図るとともに、発達に係る関係機関と連携し、支援のコーディネートを行う。

b 甲の役割

(a) 発達支援室（仮称）及び特別支援広域連携センター（仮称）を有効に機能させるため、運営に必要な人材を確保する。

(b) 発達支援室（仮称）及び特別支援広域連携センター（仮称）の効率的な運営に取り組み、乙と協議の上、必要な経費を負担する。

c 乙の役割

(a) 発達支援室（仮称）及び特別支援広域連携センター（仮称）の運営を支援し、甲と協議の上、必要な経費を負担する。

ウ 教育

(ア) 教育文化施設等の相互利活用

a 取組の内容

南相馬市立中央図書館を拠点とした蔵書等の相互利活用をはじめ、それぞれが所有する公共施設を相互に利活用する。

b 甲の役割

(a) 南相馬市立中央図書館のサービス機能充実、雲雀ヶ原陸上競技場の第3種公認認定更新など公共施設の充実を図る。

(b) 公共施設の相互の利活用に向けたPRに努める。

c 乙の役割

(a) 財団法人日本陸上競技連盟公認フルマラソンコースの認定取得及び整備など公共施設の充実を図る。

(b) 公共施設の相互の利活用に向けたPRに努める。

エ 産業振興

(ア) 農林水産業の振興に向けた支援センターの設置運営

a 取組の内容

圏域の農林水産業振興を目的とした中核的支援組織である「農林水産業振興支援センター（仮称）」を設置し、農業、林業及び水産業の後継者の育成や新規就労や担い手の育成支援をはじめ、生産技術や経営力の向上のための研修会開催、相談・指導、商品開発や販路拡大を目指した第6次産業化の取組など、地域基幹産業の持続的な振興に向けて取り組む。

b 甲の役割

(a) 農林水産業振興支援センター（仮称）の機能を十分発揮させるため乙と連携して、効率的かつ効果的な事業展開や組織運営に必要な人材及び財源の確保を支援する。

c 乙の役割

(a) 農林水産業振興支援センター（仮称）の機能を十分発揮させるため甲と連携して、効率的かつ効果的な事業展開や組織運営に必要な人材及び財源の確保を支援する。

(イ) 観光資源の活用と特産品の開発・販売

a 取組の内容

山・川・海の自然景観や歴史・伝統・文化の地域資源など圏域に存する様々な観光資源を再検証し、積極的に利活用を図るとともに、関連施設等の維持保存や利活用など、必要に応じた改修及び整備を行う。

また、おもてなしの心はもとより、地域の産品を活かした新たな商品開発や地域の古くから伝わる郷土料理の提供など、来訪者に対する魅力を更に倍加させるように取り組む。

b 甲の役割

(a) 乙と連携して、自然探索、史跡めぐり、山登りなど、それぞれの目的に応じた観光ルートの設定や情報を発信する。

(b) 乙と連携・協力して地域産品を活用した特産品の開発や地域産品の販売促進に取り組む。

c 乙の役割

(a) あいの沢、花塚山、野手上山などフォレストアメニティ機能を活かした森林浴や散策路など、心身の健康づくりの空間を創出する。

(b) 甲と連携・協力して地域産品を活用した特産品の開発や地域産品の販売促進に取り組む。

(ウ) 有害鳥獣対策の推進

a 取組の内容

有害鳥獣による農産物、林産物の被害防止や日常生活への不安解消のため、それぞれの地区の有害鳥獣対策に加え、圏域内における連携した捕獲活動の実施や農作物の被害防止活動を総合的に進める。

b 甲の役割

- (a) 情報収集に努めながら、乙と有害鳥獣対策に関して緊密な情報交換を行い、有効な手段を構築し実行する。

c 乙の役割

- (a) 情報収集に努めながら、甲と有害鳥獣対策に関して緊密な情報交換を行い、有効な手段を構築し実行する。

オ 環境

(7) 新田川・真野川水系の環境保全による水資源の確保

a 取組の内容

河川上流の環境保全が下流の生活を支えることになるので、上流の森林において、水源の涵養、土砂災害の防止、二酸化炭素の吸収・貯蔵をはじめとする地球環境保全など森林のもつ多面的機能の充実を推進する。

また、河川の水質保全のために生活排水対策等に積極的に取り組む。

b 甲の役割

- (a) 乙と連携して荒廃が懸念される水源地域の植林、間伐、下刈り及び森林の樹種の検討など森林環境の適正な保全に努める。
(b) 生活・産業排水対策としての合併処理浄化槽や家畜の堆肥、汚水処理など排水浄化に取り組み、適正な水質の保全に努める。
(c) 乙の地域に係る森林環境や水質の保全に係る取組に対し、乙と協議の上、必要な支援策を講じる。

c 乙の役割

- (a) 甲と連携して荒廃が懸念される水源地域の植林、間伐、下刈り及び森林の樹種の検討など森林環境の適正な保全に努める。
(b) 生活・産業排水対策としての合併処理浄化槽や家畜の堆肥、汚水処理など排水浄化に取り組み、適正な水質の保全に努める。

(イ) 低炭素社会の形成

a 取組の内容

エネルギーは社会活動を支える基盤であるものの、化石燃料は地球温暖化などの環境負荷を伴うため、甲と乙が連携して、二酸化炭素排出量の削減に取り組むとともに持続的に利用できるエネルギー資源への転換を図り、環境負荷の少ない低炭素社会の形成に向けた住民の意識の高揚を図る。

b 甲の役割

- (a) 企業や家庭部門からの二酸化炭素排出量の削減の取組を支援する。
(b) 公共施設に太陽光発電など新エネルギーの導入を促進し、持続的に利用できるエネルギー資源への転換を図る。
(c) 地域資源の循環利活用による環境負荷の低減により、自然と人間が共生できる持続的なまちを構築するため、バイオマスタウン構想の実現を図る。

c 乙の役割

- (a) エコハウスの整備や環境学習プログラムを開発し、省エネルギーに対する家庭での意識の高揚を図る。
- (b) 公共施設にチップボイラーを導入するなど、バイオマスなどの新エネルギーの導入を促進し、持続的に利用できるエネルギー資源への転換を図る。

カ 衛生

(7) ごみ処理施設等の広域的利活用

a 取組の内容

ごみの広域処理の観点及び環境側面を考慮し、甲の所有するごみ処理施設の広域的利活用を図る観点から、乙の可燃ごみを受け入れる。

また、現在広域的利用としているし尿処理施設、斎場などの施設についても、今後施設の更新を行う際には、引き続き広域処理の観点により対応する。

b 甲の役割

- (a) 現有施設の計画的な補修により、施設を適正に維持管理する。

c 乙の役割

- (a) ごみを適正に処理するため、分別収集と資源のリサイクルを推進する。
- (b) ごみ処理施設等の運営について、甲と協議の上必要な経費を負担する。

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

ア 地域公共交通

(7) 交通弱者に配慮した地域公共交通体系の整備

a 取組の内容

公共交通サービスを提供する交通事業者やサービスを受ける利用者、関連する商業施設や医療施設など、行政と様々な主体が協力・連携し、受益者負担を基本とする地域一体となった持続的な公共交通システムの構築を目指す。

b 甲の役割

- (a) 南相馬市公共交通活性化協議会において策定した南相馬市地域公共交通総合連携計画に基づき、デマンドシステムの導入、路線バスの再編など事業の推進を図る。
- (b) 上記計画に基づき新たな交通手段の実証実験を行い、検証結果を踏まえ関係者間の調整を行う。
- (c) 甲と乙を結ぶ唯一の公共交通機関である路線バスの原町川俣線について、乙と連携し運行経路等を検証し、その結果を踏まえ必要な整備を行う。

c 乙の役割

- (a) 原町川俣線について、甲と連携し運行経路等を検証し、その結果を

踏まえ関係者間の調整を行い、必要な整備を行う。

(b) 原町川俣線の利用実態及びニーズの調査を行う。

イ デジタル・ディバイドの解消に向けたICTインフラ整備

(ア) 情報通信基盤の整備

a 取組の内容

甲、乙ともに携帯電話不通地域の解消並びにICTインフラの整備を図りながら、これらの基盤を有効かつ効果的に活用して、防災情報等の電子メール配信、映像メディア等を活用した遠隔教育、図書館蔵書や公共施設の予約システムなど共同・連携したシステムを構築することにより、圏域内のネットワーク強化を促進する。

b 甲の役割

(a) 甲の地域の情報通信基盤の整備を図るとともに、甲が持つシステムや専門的な人材を有効に活用する。

(b) 乙と連携し、圏域を繋ぐ八木沢地域の携帯電話不通話の早期解消を図る。

c 乙の役割

(a) 乙の地域の情報通信基盤の整備を図りながら、甲との連携強化に資するシステム導入を図る。

(b) 甲と連携し、圏域を繋ぐ八木沢地域の携帯電話不通話の早期解消を図る。

ウ 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消

(ア) 圏域の相互連携による地産地消の推進

a 取組の内容

圏域内の地域産品販売及び情報受発信の中核的施設である道の駅、サービスエリア地域拠点施設、まちなかひろば及びもりの駅が相互に連携し、人や物の交流の促進や情報を共有し、消費者ニーズに適確かつ迅速に対応しながら地産地消を推進するとともに、圏域外へ情報を発信する。

b 甲の役割

(a) 圏域内の直販所と生産者のネットワークを構築し、協力と補完による連携強化と情報の受発信を行う。

(b) 道の駅「南相馬」、サービスエリア地域拠点施設、まちなかひろばの中核的直販所の管理運営を支援する。

c 乙の役割

(a) もりの駅「まごころ」の管理運営を支援するとともに、生産者との連携強化や情報の受発信を行う。

エ 地域内外の住民との交流・移住促進

(ア) 地域資源を活用した都市農村交流拡大と定住促進

a 取組の内容

都会生活者の田舎暮らし志向の拡大や、力強い子どもの成長を支える教育活動の場が求められていることに鑑み、農家民宿などの地域資源を

活かすとともに、それぞれの協議会の連携を図る。

また、受入施設の整備拡充に加え情報の受発信により、都市農村の交流拡大とIJUターン者などによる移住者の受入れを促進する。

b 甲の役割

(a) 農家民宿の整備支援やハートランドはらまちの再整備などにより、受入基盤の充実を図る。また、子ども農山漁村交流に対応した協議会活動を支援する。

(b) ふるさと回帰支援センターを核に、乙と連携し定住や交流希望者に対して案内や情報を発信する。

c 乙の役割

(a) 山村の自然景観や農村資源を活用したフットパスを整備して、都会生活者に対する異空間の提供や地域住民との交流を甲との連携により促進する。また、地域の連携により受入体制の中心となる協議会を設立する。

オ 共同設置による効率的な組織の運営

(ア) 各種審議会等の共同設置と運営

a 取組の内容

圏域の課題を共有し、限られた地域の資源を効果的、効率的に活用するため、各種審議会等についてはできる限り共同で設置し、運営する。

b 甲の役割

(a) 各種審議会等を有効に機能させるために、運営に必要な人材等を確保する。

c 乙の役割

(a) 各種審議会等の運営を支援するとともに、甲と協議の上、必要な経費を負担する。

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

ア 圏域内自治体職員の人材育成と相互交流

(ア) 取組の内容

職員の資質向上及び圏域マネジメント能力を強化するため、合同研修、職員の相互派遣交流を行う。

(イ) 甲の役割

a 職員能力向上に向けた集合研修又は本取組以外の取組を推進するための研修を行うに際し、乙の職員の当該研修会への参加の機会を設ける。

b 広域的な視野に立つものの見方・考え方を養うため、相互人事交流制度を設ける。

(ウ) 乙の役割

a 職員能力向上に向けた取組の提案を行うとともに、甲の取組を積極的に活用する。

(事務執行に当たっての費用負担)

第4条 前条に規定する取組の推進のため、甲乙は、前条において規定するもののほか、必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。

2 前項の規定により必要となる手続又は人員の確保に係る負担並びに前条及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲乙が協議して別に定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 この協定の規定を変更しようとする場合は、甲乙が協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲乙は、あらかじめ議会の議決を得ることとする。

(協定の廃止)

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通告するものとする。

2 前項の通告は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議し、決定する。

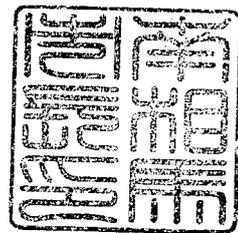
本協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成21年10月 6日

甲 福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地

南相馬市長

渡辺一成



乙 福島県相馬郡飯舘村伊丹沢字伊丹沢580番地の1

飯舘村長

菅野典雄

